

## 地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

### 1 目 的

本地域でのモデル調査は平成19～20年度に実施するものであるが、地域における漂流・漂着ゴミ対策を効果的に実施していくためには、海岸管理者、県、市町村、地域住民等の関係者が連携して海岸清掃やゴミの発生抑制を進めていくことが重要である。そこで、本調査の結果等を踏まえ、地域の実情に応じた役割分担等を明確にし、関係者の相互協力が可能な漂流・漂着ゴミ対策のあり方について検討する。

### 2 目 標

今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方として、本検討会では主に漂着ゴミの清掃体制と発生抑制の2点について検討を進める。清掃体制については、継続的かつ円滑に清掃が実施できる体制の整備に向けて、現在の課題を整理し、その解決に向けた方策を検討する。発生抑制については、長期的な視点も含め、地区レベル、流域レベルなど、スケールに応じた発生源対策について検討する。

### 3 スケジュール

本検討会における議論は以下のスケジュールに従って進める予定である。

第4回 検討会(本 会)：アウトプットのイメージ・スケジュールの共有。現状の取組の整理。報告書骨子案についての議論。

第5回 検討会(11月頃)：課題の整理。課題解決に向けた方策の検討。報告書案についての議論。

第6回 検討会(2009年2月頃)：報告書の作成。

## 4 報告書の骨子案

検討会における議論は、最終的に山形県地域検討会報告書として取りまとめる。同報告書の骨子(案)を表 1に示す。

表 1 山形県地域検討会報告書の骨子(案)

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 山形県地域検討会報告書骨子(案)	
第 章	山形県地域における調査の概要
1.	調査の目的
2.	概況調査
3.	クリーンアップ調査
4.	フォローアップ調査
5.	その他の調査
6.	検討会の実施
第 章	山形県地域の漂流・漂着ゴミに関する技術的知見
1.	山形県地域における漂着ゴミの量及び質について
(1)	山形県飛島西海岸
(2)	山形県赤川河口部
2.	山形県地域における主要な漂着ゴミの発生源の推定について
(1)	山形県飛島西海岸
(2)	山形県赤川河口部
3.	山形県地域における効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法について
(1)	山形県飛島西海岸
(2)	山形県赤川河口部
4.	その他
第 章	山形県地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方
1.	山形県地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題
(1)	海岸清掃の体制
	山形県飛島西海岸
	山形県赤川河口部
(2)	漂流・漂着ゴミの発生抑制対策
	山形県飛島西海岸
	山形県赤川河口部
2.	山形県地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性
(1)	相互協力が可能な体制作りにについて
(2)	海岸清掃の体制
(3)	漂流・漂着ゴミの発生抑制対策
(4)	その他

## 5 各主体の役割分担

漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討するためのたたき台として、関係機関・団体毎に現在想定される一般的な役割分担を図 1に示す。

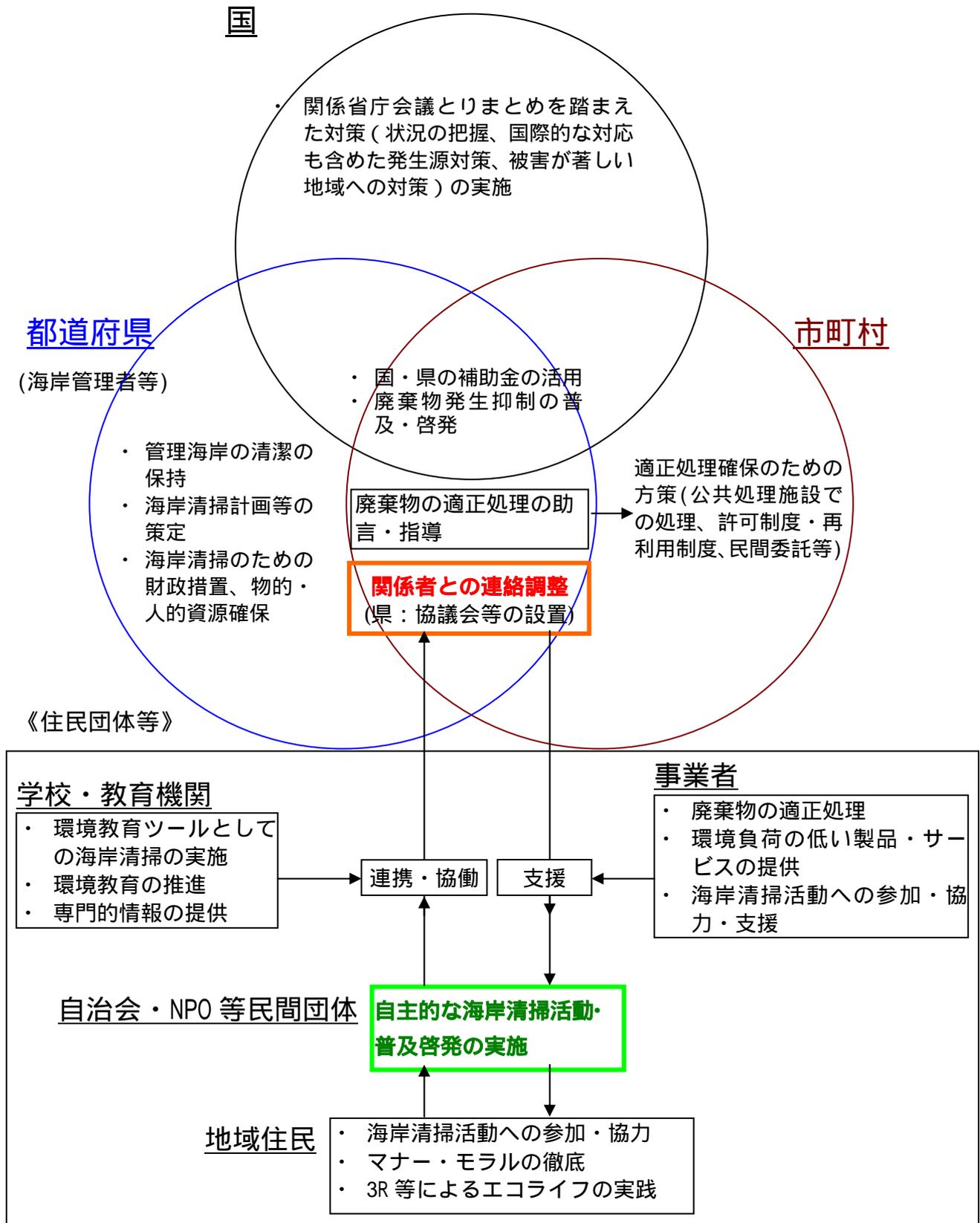


図 1 関係機関・団体の役割分担(案)

現在、山形県は、庄内海岸の漂着ゴミ問題について流域を含めた地域で解決するための「美しいやまがたの海プラットフォーム（仮称）」（以下、「プラットフォーム」という。）の設立を検討している。

山形県においては、地域検討会の成果をプラットフォームにインプットし、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の検討をさらに発展させていくことが適切であると考えられる。一方、地域検討会においては、プラットフォームでの議論の一助となるような形で成果を取りまとめていくことが重要である。

## 6 清掃活動の現状と課題

本調査を通じて明らかとなった飛島西海岸（山形県酒田市）における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 2 に示す。

飛島西海岸では、2000 年より飛島クリーンアップ作戦実行委員会（NPO 法人庄内海浜美化ボランティア、NPO 法人パートナーシップオフィス、NPO 法人美しい庄内、(社)山形県産業廃棄物協会、東北公益文科大学、飛島コミュニティ振興会、海上保安庁酒田海上保安部、山形県庄内総合支庁、酒田市）が「飛島クリーンアップ作戦」を実施しており、平成 19 年はボランティアとして約 350 名の参加者があった。

回収されたゴミは、酒田市が引き取り、台船により酒田市本土まで運搬し、処理施設（酒田地区クリーン組合）で処分している。一方、冷蔵庫、タイヤ、流木（直径 10cm 以上か長さ 1m 以上）は処理困難物（産業廃棄物）となるため、回収をしていない。

表 2 飛島西海岸における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「飛島クリーンアップ作戦」により清掃活動が行われている。参加費は 2,000 円/人（H19）。さらに助成団体からの支援や助成金等の活用により運営費用を捻出している。</li> <li>・参加者の保険は飛島クリーンアップ作戦実行委員会が負担している。</li> <li>・重機が入れないため、人力による回収を行っている。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動支援金の確保が不可欠である。</li> <li>・人力による回収のため、大型のゴミ（処理困難物）が回収できない。</li> <li>・処理困難物が未回収である。</li> </ul>
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸からは、人力によるバケツリレー方式で主要道路まで持ち上げるか、小型船舶により法木港まで運搬する。その後、酒田市の台船により酒田市本土まで運搬する。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人力による回収のため、大型のゴミ（処理困難物）が運搬できない。</li> <li>・小型船舶を利用する場合は、飛島の船主の船舶使用料負担が発生する可能性がある。</li> <li>・本土への運搬は、酒田市の負担となっている。</li> </ul>
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収されたゴミは、一般廃棄物として酒田市の酒田地区クリーン組合で処分されている。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の処分費用は、酒田市の負担となっている。</li> </ul>

本調査を通じて明らかとなった赤川河口部（山形県酒田市）における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 3に示す。

赤川河口部を含めた庄内海岸（遊佐町、酒田市、鶴岡市）では、2001年から実施されていた「最上川河口クリーンアップ作戦」が2005年から「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」となって実施されており、平成19年はボランティアとして約800名（6海岸）の参加者があった。

回収されたゴミは酒田市が引き取り、処理施設（酒田地区クリーン組合）で処分している。一方、冷蔵庫、タイヤ、流木（直径10cm以上か長さ1m以上）は処理困難物（産業廃棄物）となるため原則として回収をしていないが、やむを得ず回収した処理困難物は、山形県庄内総合支庁が処理費用を負担している。

表 3 赤川河口部における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」により清掃活動が行われている。</li> <li>・重機は使用せず人力による回収を行っている。</li> <li>・参加者の保険は山形県庄内総合支庁が負担している。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さらに人を集めるための方策の検討が必要である。</li> <li>・処理困難物が未回収である。</li> </ul>
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定のゴミ袋に入れておけば、酒田市が収集に来てくれる。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・運搬が酒田市の負担となっている。</li> </ul>
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収されたゴミは、一般廃棄物として酒田市の酒田地区クリーン組合で処分されている。</li> <li>・回収した処理困難物は産業廃棄物として山形県庄内総合支庁が処理費用を負担している</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の処分費用は、酒田市の負担となっている。</li> </ul>

## 7 漂流・漂着ゴミに関連する補助金について

大量にゴミが漂着した場合の清掃活動に関する国の補助金制度としては、以下のものがある。

- ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省、資料1）
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省・国土交通省、資料2）

資料1に示した災害等廃棄物処理事業補助金は、災害起因の海岸保全区域外の漂着ゴミの収集・運搬・処分費の1/2を補助するものである。また、災害起因でない場合には、海岸保全区域外の漂着ゴミの処理量が150m<sup>3</sup>以上の場合に対象となる。

資料2の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は、海岸保全区域を対象とした補助制度である。平成19年度に対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量(1,000m<sup>3</sup>以上)を漂着量の「70%」から「100%」に拡充されている。

## 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</p> <p>国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物</p> <p>災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</p> <p>仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)
補助先	市町村(一部事務組合含む)	
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上	
	<p>降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの</p> <p>暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの</p> <p>高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの</p> <p>等</p>	<p>1市町村(1一部事務組合)における処理量が150m<sup>3</sup>以上のもの</p> <p>海岸保全区域外の海岸への漂着</p> <p>通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く</p> <p>等</p>
補助率	1 / 2	

## 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

### 1. 目的

海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

### 2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

